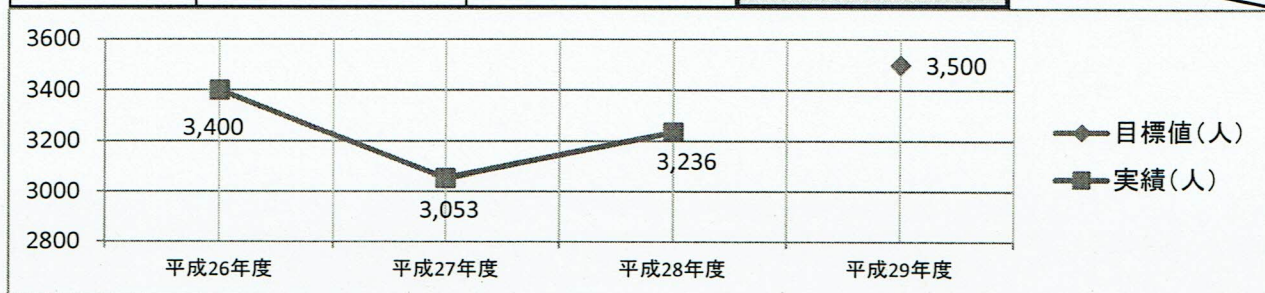


指標 2	市民スポーツ教室の参加人数
概要	市民スポーツ教室の参加人数から、市民の健康・体力づくりの状況を測ります。
関連目標	目標2:だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる機会を充実させます
関連施策	施策(4)市民の健康・体力づくりの推進
担当課	スポーツ課(スポーツ振興課)

※目標値は22～24年度の最高値を切り上げた値

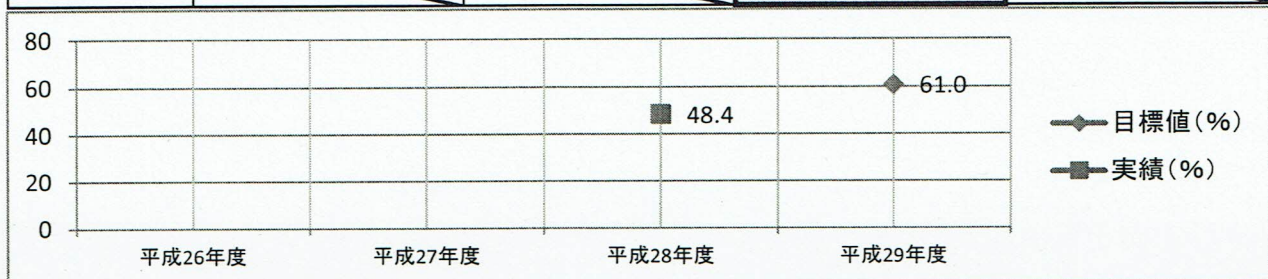
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標値(人)				3,500
実績(人)	3,400	3,053	3,236	



指標 3	成人の週1回以上のスポーツ実施率
概要	成人の週1回以上のスポーツ実施率から、市民のだれもが生涯にわたりスポーツに親しむ生涯スポーツ社会の実現状況を測ります。
関連目標	目標2: だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる機会を充実させます
関連施策	施策(4) 市民の健康・体力づくりの推進
担当課	スポーツ課(スポーツ振興課)

※目標値は国の32年度目標値(65%)を参考に算出

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標値(%)				61.0
実績(%)			48.4	

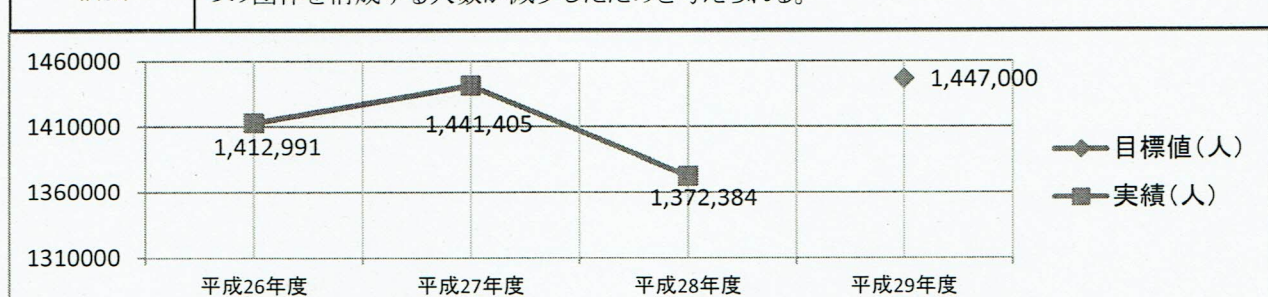


指標 4	学校施設開放の利用人数 (体育館など)
概要	学校の体育館などの開放施設の利用人数から、地域におけるスポーツ活動の状況を測ります。
関連目標	目標2: だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる機会を充実させます
関連施策	施策(6) スポーツ施設の整備と円滑な管理運営の推進
担当課	スポーツ課(スポーツ振興課)

※目標値は22～24年度の最高値を切り上げた値

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標値(人)				1,447,000
実績(人)	1,412,991	1,441,405	1,372,384	

摘要 ○学校施設を利用している団体数は増えているが、団体利用の人数が減ったことによる減少。1つの団体を構成する人数が減少したためと考えられる。



【目標指標に対して学識経験者からいただいたご意見】

○開放した施設の所在地、地域特性等も含め、減少要因の分析と対応策を検討してほしい。

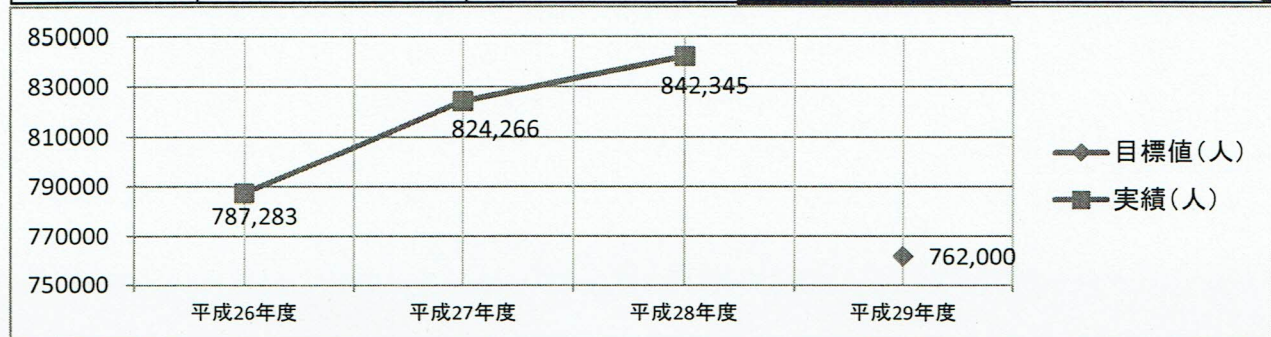
【ご意見に対しての今後の方向性】

○開放した施設の所在地と地域の特性を含めて、経年的に比較分析し対応策を考えていきたい。

指標 5	体育会館施設などの利用人数
概要	体育会館の利用人数から、生涯スポーツの活動状況を測ります。
関連目標	目標2:だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる機会を充実させます
関連施策	施策(6) スポーツ施設の整備と円滑な管理運営の推進
担当課	スポーツ課(スポーツ振興課)

※目標値は22～24年度の最高値を切り上げた値

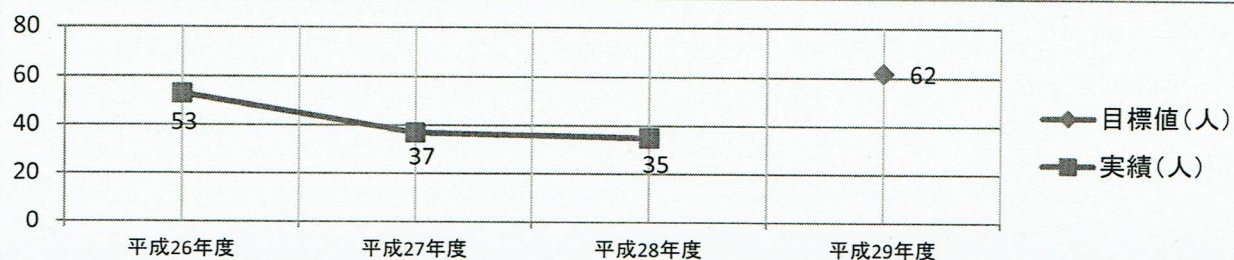
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標値(人)				762,000
実績(人)	787,283	824,266	842,345	



指標 6	国民体育大会の出場人数
概要	本市在住、在勤、在学の方のうち国民体育大会に出場した人数から、各種スポーツ団体の競技力の状況を測ります。
関連目標	目標3: 競技者の活動を支援するとともにスポーツ愛好者の裾野を拡大します
関連施策	施策(8) 国際大会や全国大会で活躍する競技者の育成と支援
担当課	スポーツ課(スポーツ振興課)

※目標値は22～24年度の最高値

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標値(人)				62
実績(人)	53	37	35	



【目標指標に対して学識経験者からいただいたご意見】

○「運動部活動の活性化」、「各種スポーツ団体への協力支援」、「競技者の育成」施策の継続実施が目標値改善につながると考える。

【ご意見に対しての今後の方向性】

○いただいたご意見を参考に、今後とも体育協会等と連携を図りながら選手の強化育成に取り組んでいきたい。

◆用語解説

No	用語	解説
注 1	規範意識	ある物事に対しての是非や善悪を判断、評価したり、行動したりするときによりどころとなる価値の基準（法律、ルール、道徳、集団の慣習など）が規範であり、それに対する価値意識やそれに従おうとする態度。
注 2	学社連携・融合	学校教育と社会教育の連携・融合のこと。学社連携は一方が計画・提案し、提案された側が協力・支援する。これに対し、学社融合は双方が一体となって計画、実施する。
注 3	不登校	何らかの心理的・情緒的・身体的・社会的要因や背景によって登校しない、または、登校できない状況が年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものを不登校として扱っている。
注 4	社会教育施設	社会教育の活動によって、人々の学習活動を支援する施設。生涯学習センター・公民館・図書館・博物館・美術館・青少年教育施設などがある。
注 5	総合型地域スポーツクラブ	①子どもから高齢者まで（多世代）、②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、③技能の高低や障害の有無などに関わらずそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
注 6	小中一貫教育	通学区域を共にする小中学校が、子どもや地域の実態をもとに共通の教育方針を設定して、9 年間を通じた教育課程を工夫し、「学びの系統性・連続性」を重視した、小中教職員が協働して行う教育。
注 7	支援教育	子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を図ることにより、個々の子どもの「生きる力」を育む教育のこと。
注 8	全国学力・学習状況調査	全国の児童（小 6）生徒（中 3）の学力・学習状況を把握するための調査。調査結果を国の教育施策の策定や学校における指導の充実等に役立てることがねらい。
注 9	スクールカウンセラー	校内体制の中で、児童生徒、保護者、教職員に対して、心理に関する専門的見地からカウンセリングやアセスメント、コンサルテーション等を行う。
注 10	ふれあい相談員・登校支援相談員	いじめや不登校といった問題を未然に防ぐことや、早期発見、早期対応を行うために、校長や教職員と連携して児童生徒、保護者からの相談を受ける。横須賀市では、小学校（ふれあい相談員）、中学校（登校支援相談員）に配置している。

注 11	教育課程	学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画。
注 12	校種	学校の種類のこと。市立学校には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（養護学校・ろう学校）の5種類がある。
注 13	学校評議員	学校の職員以外の者で教育に関する理解および識見を有し、校長の推薦により教育委員会が委嘱した者。校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べるができる。
注 14	キャリア教育	児童生徒がこれからの人生を歩む上で、職業を選択し、働くことの意義を考え、価値観を形成できるよう指導する教育のことで、単なる職業体験とは異なる。
注 15	食教育	学校教育における食育。食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきもの。
注 16	情報モラル	情報を扱う上で、必要な考え方や態度。
注 17	I C T	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。コンピュータで情報の生成・加工・保存などを行ったり、離れたコンピュータ同士で情報のやりとりをしたりするための技術。
注 18	A L T	Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略。児童生徒が英語で積極的にコミュニケーションをとり、外国の文化や習慣、考え方などを学んだりするための指導助手。
注 19	F L T	Foreign Language Teacher（外国人英語教員）の略。A L Tと異なる点は、指導助手ではなく英語教員として、英語指導の資格を有し、単独による授業や評価を行うことができる。本市、独自の名称。
注 20	国際コミュニケーション能力	語学（英語）への関心や習得を通して、さまざまな場面において積極的に英語でコミュニケーションをとり、価値観・文化の違う人との関わりの重要性を認識し、幅広い視野で物事を捉えることができる能力。
注 21	介助員	学校で教育活動に支障を来す事態が生じたときに、教育活動の一層の充実を図るために配置する非常勤職員および臨時職員。主な役割として、児童生徒の身辺処理の介助、校内・校外活動の介助、危険防止のための安全確保などの業務を、校長の指示に従い、行う。

注 22	日本語指導員	帰国・外国籍など、外国につながる子どもに、日本語の初歩的な読み書きや話し方の指導や生活適応や家庭との連絡指導などを行う非常勤職員。
注 23	スクールソーシャルワーカー	不登校や親からの虐待などの問題を抱える子どもに対し、家庭や福祉機関に働きかけて解決に努める社会福祉などの資格を持った非常勤職員。
注 24	指導主事	教育委員会事務局に置かれる専門職員。教職員に対して専門的な助言と指導を与えることを任務とする。
注 25	学力向上放課後教室 サポートティーチャー	個別の学習指導や少人数での補習などを行う教員免許を有する非常勤職員。
注 26	横須賀市学習状況調査	市立小中学校の児童（小５）生徒（中２）の学習状況を把握するための調査。調査結果を市としての必要な施策の策定、各学校における指導の工夫改善などに生かしている。
注 27	研究員会	教育委員会が委託した研究課題について、横須賀の教育の実態把握や、学校教育に役立つ研究、資料の収集や作成、教材開発などを行う組織。市内小・中学校の教員と指導主事で構成されている。
注 28	教師力アップ	本計画における教師力アップとは、授業力や児童生徒指導力といった教師個人の専門的な力量を高めるだけでなく、教師が組織の一員としての意識を高め、学校が協働性、同僚性を高めることをイメージしている。
注 29	NPO	政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。
注 30	スクールランチ	市立中学校で行っているパン・弁当の注文販売。複数種類あるメニューの中から、当日の朝、生徒が選択して注文する。
注 31	教育課程研究会	学習指導要領で示された教科などの内容や指導方法について、全ての教員が参加して実践的に研究する本市教育委員会主催の研究会。主に、６月は授業提案、８月は文書提案を行っている。
注 32	小中学校スーパーバイザー	支援教育課所属の心理職。主な業務は、小学校ふれあい相談員・中学校登校支援相談員のコンサルテーション、相談員合同研修会の企画・運営のほか、相談支援チームの「巡回相談」に参加し、心理的な視点から、子どもの見立てや支援のアドバイスを行う。また、学校で重篤な事件事故が起きた際の緊急対応として、被害の拡大防止を目的に、心のケアや家庭に関する支援を行う。

注 33	フリースクール	民間の団体が運営する学校教育制度の外にある教育機関。不登校の子どもたちが多く通っている。子どもの自由・自主性・個人差などに配慮し、各機関独自の活動を行う。
注 34	相談教室	学校の敷地内や敷地外に設置している不登校の児童生徒が通室する機関。学校・学級復帰や社会的自立を目標に、個別活動と小集団活動を組み合わせたプログラムを実施している。
注 35	国際教育コーディネーター	小中学校に通う帰国・外国籍など外国につながる子どもの教育的ニーズのアセスメントを行い、必要な支援のコーディネーターや学校の支援体制に対して助言を行う非常勤職員。
注 36	横須賀イングリッシュ ワールド (Yokosuka English World)	市立小学校の児童が、学校外においてネイティブスピーカー（市内のALTおよびFLT、米海軍基地内の小学生）と様々な活動を通して、コミュニケーション能力の素地を養う英語イベント（市立小学校5・6年生対象）。
注 37	情報活用能力	情報を収集・整理して、相手に分かりやすく伝える力。
注 38	スタートカリキュラム	小学校第1学年入学当初において、子どもが時間的、空間的なゆとりの中で、人間関係を豊かに広げながら小学校生活に適応していけるように、就学前教育との接続の観点から、複数の教科を組み合わせ総合的に学習ができるような総合的な指導を行うなどの視点を持って編成するカリキュラム。
注 39	アプローチカリキュラム	卒園を間近に控えた年長時の後半に、小学校に入学してからの教科などの学習や集団での生活に子どもが適応できるよう、関わり合い、助け合い、伝え合いなど、仲間と交流する協同的な活動場면을積極的に位置付けることを視点として編成するカリキュラム。
注 40	理科センター	理科教育に関する指導力の充実を図り、施設設備の共同利用により、科学教育の振興に資することを目的とする場。本市においては、教員の研修、授業実践に関わる教材・資料の作成配布、施設設備の共同利用、その他理科教育の振興に関することをやっている。
注 41	情報セキュリティ	コンピュータや紙文書などに記録された情報が外部に漏えいしたり、破壊・改ざんされたりすることのない安全な状態にしておくこと。
注 42	カリキュラムセンター	学校の教育目標を達成するために、編成した計画に基づいた教育実践を収集・発信する場。
注 43	研究会	教職員による任意の研究組織。授業づくりや教材研究などについての研究に取り組み、研究発表会や研究紀要の作成により、その成果を還元している。

注 44	校務支援システム	児童生徒の学籍管理、出欠席の記録、成績処理などの学校業務を効率化させるためのコンピュータシステム。
注 45	校務在宅接続システム	教員が自宅のパソコンから教育委員会のコンピュータに接続し、学級通信や教材などを作成することができる仕組み。
注 46	担当弁護士	横須賀市教育委員会が、法律相談業務を実施するため委託契約を結んだ弁護士。
注 47	横須賀子どもスタンダード	小学校における児童指導の指針。義務教育9年間のうち、小学校においてどのような子どもを育てていくのか等、目指す子ども像を具体的に示したもの。
注 48	学校教育支援ボランティア	学校が行う教育活動に協力・支援するボランティア。具体的には、地域や関係機関、学生の方々など。
注 49	適正規模	学校における学級数によるメリット・デメリットを考慮して、より高い教育効果が得られると考えられる規模。「横須賀市立小・中学校の適正規模および適正配置に関する基本方針改定版」では、12～24 学級を適正規模として位置付けている。
注 50	横須賀市施設配置適正化計画	本市が所有する公共施設（建物に限る。小規模なものおよび上下水道事業の用に供するものを除く。）の適正な配置を実施するための計画。
注 51	応急手当普及員	消防機関による応急処置技能の普及を支援し、救命講習を教授する人、またはその資格。
注 52	アナフィラキシー	皮膚、呼吸器、消化器、循環器、神経など、複数の臓器にあらわれる全身性かつ重度なアレルギー反応。原因となる物質の摂取、皮膚への接触などにより引き起こされる。
注 53	コミュニティセンター	地域コミュニティ活動の中核となり、地域活動、文化活動やスポーツ活動などに市民が自主的に活用する場。本市においては、旧地域自治活動センターと旧公民館からなり、主に旧公民館で学習の場および各種講座や教室などの社会教育事業を定期的に行っている。
注 54	知の循環型社会	平成 20 年 2 月に文部科学省所管の中央教育審議会からの答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」において表現された。概要としては、学習成果を学習者自らが主体的に社会に還元することにより、学校・家庭・地域などにおける課題を解決し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができる社会。

注 55	重要文化財 (重要無形文化財)	建造物・美術工芸品などの有形文化財のうち、文化史的・学術的に重要なものを国および地方公共団体が法・条例で指定した文化財。ただし、教育振興基本計画では便宜上、有形文化財に限らず、無形文化財・文化財・史跡名勝天然記念物も含めて広く重要文化財として表現している。
注 56	民俗芸能	一つの地域社会の中で、そこに住む人々が住民自らの手で伝承してきた演劇、舞踊、音楽など。人々の生活に関わってきたため、その地域の特性・個性が反映されやすい。
注 57	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡や遺物）。
注 58	サテライト	「本体から離れて存在するもの」を表す言葉としてよく使われる。ここでは図書館から離れた拠点施設の意味で使用している。
注 59	電子書籍	従来の紙とインクを利用した印刷物ではなく、文字や図画等をデジタル化し、パソコンや携帯電話等で読める形にしたもの。インターネットなどを通じての配信・閲覧が可能。
注 60	家庭教育学級	家庭における教育力の向上や充実のために、保護者などを対象に行う学習の場。
注 61	社会教育主事	都道府県および市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的教育職員。職務は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。また、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じ、必要な助言を行うことができるとされる。
注 62	学校支援コーディネーター	学校と地域の連携による学校の教育活動がより円滑に推進するよう、学校のニーズと地域の情報を調整する学校と地域の橋渡し役の人。
注 63	近代化遺産	幕末から第二次世界大戦期までの間に建設され、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木などの遺産。
注 64	レファレンス	必要な資料や情報を必要な人に、的確に案内すること。
注 65	SNS	ソーシャルネットワークサービスの略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。フェイスブック、ツイッターなど。
注 66	市スポーツ推進委員	本市におけるスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対し、スポーツにおける実技の指導やその他スポーツに関する指導および助言を行う者。非常勤職員として教育委員会が委嘱している。定数は 322 名。

注 67	新体力テスト	文部科学省が定めた国民の体力・運動能力を調査するために実施するテスト。
注 68	学区体育振興会	当該小学校区内の住民に対しスポーツ振興活動を行う団体。主に健民運動会や球技大会・各種レクリエーション大会などを実施している。
注 69	体育会館指定管理者	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づき、市に代わって公の施設の管理を行う民間事業者等。本市の体育会館に関しては、平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間、スポーツコミュニティよこすかが管理を行っている。

横須賀市教育委員会の点検・評価についてのご意見

横須賀市教育委員会の点検・評価報告書について、ご意見等ありましたらお寄せください。いただいたご意見等につきましては、今後の事業推進や来年度の報告書作成にあたって参考とさせていただきます。

◆ どの項目についてのご意見等ですか。（＊該当する番号に○をしてください。複数可）

- 1 「重点課題に対応する主な事業について」（10～53 ページ）
- 2 「目標・施策に基づく関連事業（学校教育編）について」（58～78 ページ）
- 3 「目標・施策に基づく関連事業（社会教育編）について」（80～102 ページ）
- 4 「目標・施策に基づく関連事業（スポーツ編）について」（104～114 ページ）
- 5 目標指標について（116～134 ページ）
- 6 点検・評価方法について
- 7 その他

◆ ご意見等の内容をお書きください。

◆ ご意見等につきましては、次のいずれかの方法でお寄せください。

■ 郵送 ： 〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 本館 1 号館 6 階

横須賀市教育委員会教育総務部総務課教育政策担当

■ FAX ： 046-822-6849（本シートをそのまま FAX してください。）

■ メール：sc-real@city.yokosuka.kanagawa.jp

（件名を「横須賀市教育委員会の点検・評価について」としてください。）

◆ 差し支えなければ、ご意見いただいた方の属性についてご記入ください。（任意）

【住所】 市内 ・ 市外

【年齢】 20 歳未満 ・ 20 代 ・ 30 代 ・ 40 代 ・ 50 代 ・ 60 代 ・ 70 代以上

横須賀市教育委員会

(担当 教育委員会事務局教育総務部総務課教育政策担当)

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

TEL: 046-822-9751

FAX: 046-822-6849

E-mail: sc-real@city.yokosuka.kanagawa.jp